

令和5年11月30日招集

第4回室蘭市議会定例会

議案

令和5年11月30日招集 第4回室蘭市議会定例会議案

目 録

番 号	件 名
議案第1号	令和5年度室蘭市一般会計補正予算(第5号)
議案第2号	令和5年度室蘭市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第3号	令和5年度室蘭市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第4号	令和5年度室蘭市病院事業会計補正予算(第1号)
議案第5号	室蘭市職員の給与に関する条例中一部改正の件
議案第6号	室蘭市特別職の職員の給与に関する条例中一部改正の件
議案第7号	室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例中一部改正の件
議案第8号	室蘭市国民健康保険条例中一部改正の件
議案第9号	室蘭市子ども医療費助成条例中一部改正の件
議案第10号	室蘭市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件
議案第11号	室蘭市手数料条例中一部改正の件
議案第12号	室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件
議案第13号	室蘭市火災予防条例中一部改正の件
議案第14号	室蘭市道路占用料条例等の一部改正の件

議案第15号	室蘭市空家等対策協議会条例中一部改正の件
議案第16号	室蘭市営住宅条例中一部改正の件
議案第17号	室蘭市港湾施設管理条例中一部改正の件
議案第18号	公の施設に係る指定管理者の指定の件(室蘭市B&G海洋センター)
議案第19号	公の施設に係る指定管理者の指定の件(入江運動公園テニスコート)
議案第20号	公の施設に係る指定管理者の指定の件(室蘭市墓地墓園)
議案第21号	公の施設に係る指定管理者の指定の件(室蘭市障害者福祉総合センター)
議案第22号	市道路線認定の件

令和 5 年度室蘭市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度室蘭市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 9 2 8, 1 5 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 9, 2 1 4, 8 4 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

室蘭市長 青 山 剛

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		113,600	7,937	121,537
	1 負担金	113,600	7,937	121,537
15 国庫支出金		9,014,435	1,550,891	10,565,326
	1 国庫負担金	5,718,883	385,463	6,104,346
	2 国庫補助金	435,668	6,955	442,623
	4 交付金	2,812,601	1,158,473	3,971,074
16 道支出金		2,609,884	28,455	2,638,339
	1 道負担金	2,079,488	14,508	2,093,996
	2 道補助金	204,377	13,947	218,324
18 寄附金		39,465	100	39,565
	1 寄附金	39,465	100	39,565
20 繰越金		65,089	340,528	405,617
	1 繰越金	65,089	340,528	405,617
21 諸収入		2,117,689	246	2,117,935
	4 雑入	1,225,304	246	1,225,550
歳 入	合 計	47,286,692	1,928,157	49,214,849

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,423,028	1,324,929	6,747,957
	1 総務管理費	4,395,060	171,705	4,566,765
	10 新型コロナウイルス感 染症対策事業費	879,254	1,153,224	2,032,478
3 民生費		11,977,378	592,679	12,570,057
	2 児童福祉費	3,838,340	85,973	3,924,313
	3 生活保護費	4,512,587	484,687	4,997,274
	5 医療助成費	313,774	22,019	335,793
4 衛生費		1,172,375	100	1,172,475
	1 保健衛生費	667,610	100	667,710
11 教育費		1,517,119	10,449	1,527,568
	2 小学校費	138,089	10,449	148,538
歳 出	合 計	47,286,692	1,928,157	49,214,849

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
電 算 処 理 機 器 等 更 新	令和6年度から 2 年 度 以 内	総額 117,900千円以内 毎年度の額は委託先との契約による額とする。
公 共 施 設 等 整 備 事 業	令和6年度	総額 50,000千円以内 令和6年度 50,000千円以内
指定管理者制度による障害者福祉総合センター管理費用	令和6年度から 5 年 度 以 内	総額 250,200千円以内 毎年度の額は指定管理者との協定による額とする。
スクール児童館冷房設備整備事業	令和6年度	総額 17,400千円以内 令和6年度 17,400千円以内
指定管理者制度による墓地墓園管理費用	令和6年度から 5 年 度 以 内	総額 155,800千円以内 毎年度の額は指定管理者との協定による額とする。
道路橋梁維持補修業務委託	令和6年度	総額 30,000千円以内 令和6年度 30,000千円以内
道 路 整 備 事 業	令和6年度	総額 50,000千円以内 令和6年度 50,000千円以内
市営住宅浴場確保対策経費	令和6年度	総額 8,700千円以内 令和6年度 8,700千円以内
指定管理者制度による入江運動公園テニスコート管理費用	令和6年度から 8 年 度 以 内	総額 13,600千円以内 毎年度の額は指定管理者との協定による額とする。
指定管理者制度によるB & G海洋センター管理費用	令和6年度から 5 年 度 以 内	総額 83,800千円以内 毎年度の額は指定管理者との協定による額とする。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	113,600	7,937	121,537
15 国庫支出金	9,014,435	1,550,891	10,565,326
16 道支出金	2,609,884	28,455	2,638,339
18 寄附金	39,465	100	39,565
20 繰越金	65,089	340,528	405,617
21 諸収入	2,117,689	246	2,117,935
歳入合計	47,286,692	1,928,157	49,214,849

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	5,423,028	1,324,929	6,747,957
3 民生費	11,977,378	592,679	12,570,057
4 衛生費	1,172,375	100	1,172,475
11 教育費	1,517,119	10,449	1,527,568
歳出合計	47,286,692	1,928,157	49,214,849

(単位：千円)

補正額の財源				内訳
特定財源				一般財源
国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
1,143,746				181,183
407,145	28,455		8,183	148,896
			100	
				10,449
1,550,891	28,455		8,283	340,528

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金	113,600	7,937	121,537
1 負担金	113,600	7,937	121,537
2 民生費負担金	113,600	7,937	121,537
15 国庫支出金	9,014,435	1,550,891	10,565,326
1 国庫負担金	5,718,883	385,463	6,104,346
2 民生費国庫負担金	5,531,652	385,463	5,917,115
2 国庫補助金	435,668	6,955	442,623
1 総務費国庫補助金	293,954	6,955	300,909
4 交付金	2,812,601	1,158,473	3,971,074
2 民生費交付金	1,136,409	21,682	1,158,091
22 新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金	805,075	1,136,791	1,941,866
16 道支出金	2,609,884	28,455	2,638,339
1 道負担金	2,079,488	14,508	2,093,996
2 民生費道負担金	1,454,393	14,508	1,468,901
2 道補助金	204,377	13,947	218,324

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費 負担金	7,937	保育所運営費負担金 7,937
2 児童福祉費 負担金	21,948	障害児給付事業費負担金 21,948 負担対象額 43,897千円の1/2
3 生活保護費 負担金	363,515	生活扶助費等負担金 363,515 負担対象額 484,687千円の3/4
10 新型コロナ ウイルス感 染症対策事 業費補助金	6,955	学校保健特別対策事業費補助金 6,955 補助対象額 13,910千円の1/2
2 児童福祉費 交付金	21,682	子どものための教育・保育給付交付金 21,682
1 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	1,136,791	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,136,791
2 児童福祉費 負担金	14,508	子どものための教育・保育給付費負担金 3,534 障害児支援給付事業費負担金 10,974 負担対象額 43,897千円の1/4

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
	2 民生費道補助金	187,169	13,947	201,116
18	寄附金	39,465	100	39,565
	1 寄附金	39,465	100	39,565
	3 衛生費寄附金	3,600	100	3,700
20	繰越金	65,089	340,528	405,617
	1 繰越金	65,089	340,528	405,617
	1 繰越金	65,089	340,528	405,617
21	諸収入	2,117,689	246	2,117,935
	4 雑入	1,225,304	246	1,225,550
	2 民生費雑入	101,552	246	101,798

一般会計

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 児童福祉費 補助金	3,250	保育料軽減支援事業費補助金 補助対象額 6,500千円の1/2	3,250
5 医療助成費 補助金	10,697	子ども医療助成費補助金 補助対象額 21,394千円の1/2	10,697
1 保健衛生費 寄附金	100	健康推進事業費寄附金	100
1 繰越金	340,528	前年度繰越金	340,528
5 医療助成費 雑入	246	子ども医療費高額療養費等収入	246

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
2 総務費	5,423,028	1,324,929	6,747,957	1,143,746	181,183
1 総務管理費	4,395,060	171,705	4,566,765		171,705
1 一般管理費	218,149	171,705	389,854		171,705
10 新型コロナウイルス感染症対策事業費	879,254	1,153,224	2,032,478	1,143,746	9,478
1 新型コロナウイルス感染症対策事業費	879,254	1,153,224	2,032,478	国庫支出金 1,143,746	9,478
3 民生費	11,977,378	592,679	12,570,057	443,783	148,896
2 児童福祉費	3,838,340	85,973	3,924,313	69,325	16,648
1 児童福祉総務費	3,461,985	85,973	3,547,958	国庫支出金 43,630 道支出金 17,758 負担金 7,937	16,648
3 生活保護費	4,512,587	484,687	4,997,274	363,515	121,172
2 扶助費	4,507,304	484,687	4,991,991	国庫支出金 363,515	121,172
5 医療助成費	313,774	22,019	335,793	10,943	11,076

一般会計

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
22 償還金利子 及び割引料	171,705	税及び税外還付金	171,705
1 報酬	2,124	低所得世帯支援給付金給付事業費	1,136,791
3 職員手当等	396	学校教育活動体制整備事業費	16,433
4 共済費	35		
8 旅費	132		
10 需用費	3,864		
11 役務費	6,710		
17 備品購入費	16,433		
18 負担金補助 及び交付金	1,123,530		
18 負担金補助 及び交付金	20,921	私立保育所運営等経費 運営費負担金	20,921
19 扶助費	65,052	認定こども園運営等経費 施設型給付費	32,091
		私立幼稚園運営等経費 施設型・施設利用給付費	△10,936
		障害児支援給付事業費 通所支援給付費	43,897
19 扶助費	484,687	生活保護法に基づく扶助費	484,687

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
					特 定 財 源	一 般 財 源
	1 医療助成費	313,774	22,019	335,793	道支出金 10,697 雑入 246	11,076
4	衛生費	1,172,375	100	1,172,475	100	
	1 保健衛生費	667,610	100	667,710	100	
	1 保健衛生総務費	278,490	100	278,590	寄附金 100	
11	教育費	1,517,119	10,449	1,527,568		10,449
	2 小学校費	138,089	10,449	148,538		10,449
	1 学校管理費	90,775	10,449	101,224		10,449

一般会計

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 扶助費	22,019	子ども医療助成費	22,019
10 需用費	100	健康推進事業費	100
10 需用費	10,449	燃料費	10,449

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(1,232) 514	648,267	1,916,022	1,342,269	3,906,558	809,492	4,716,050	
補正前	(1,227) 514	646,143	1,916,022	1,341,873	3,904,038	809,457	4,713,495	
比 較	(5)	2,124		396	2,520	35	2,555	
職 員 手当等 の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当						
	補正後	124,411						
	補正前	124,015						
	比 較	396						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	514	1,916,022	1,292,321	3,208,343	685,831	3,894,174	
補正前	514	1,916,022	1,291,925	3,207,947	685,831	3,893,778	
比 較			396	396		396	
職 員 手当等 の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当					
	補正後	124,411					
	補正前	124,015					
	比 較	396					

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	期末手当	計			
補正後	(1,232)	648,267	49,948	698,215	123,661	821,876	
補正前	(1,227)	646,143	49,948	696,091	123,626	819,717	
比 較	(5)	2,124		2,124	35	2,159	

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員で外数。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当等	396	その他の増減分	396 低所得世帯支援給付金 給付事業に係る増	396

債務負担行為に関する調書補正
(追加)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額(A)		当該年度以降の
		期 間	金 額	期 間
電 算 処 理 機 器 等 更 新	117,900			自 令 和 6 年 度 至 令 和 7 年 度
公 共 施 設 等 整 備 事 業	50,000			令 和 6 年 度
指定管理者制度による障害者福祉総合センター管理費用	250,200			自 令 和 6 年 度 至 令 和 10 年 度
スクール児童館冷房設備整備事業	17,400			令 和 6 年 度
指定管理者制度による墓地墓園管理費用	155,800			自 令 和 6 年 度 至 令 和 10 年 度
道路橋梁維持補修業務委託	30,000			令 和 6 年 度
道 路 整 備 事 業	50,000			令 和 6 年 度
市営住宅浴場確保対策経費	8,700			令 和 6 年 度
指定管理者制度による入江運動公園テニスコート管理費用	13,600			自 令 和 6 年 度 至 令 和 13 年 度
指定管理者制度によるB&G海洋センター管理費用	83,800			自 令 和 6 年 度 至 令 和 10 年 度

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書 (単位 千円)

支出予定額 (B) 金額	計 + (A) (B)	(B) の 財 源 内 訳			一般財源
		特 定 財 源			
		国道支出金	地方債	その他	
117,900	117,900				117,900
50,000	50,000		26,100	21,000	2,900
250,200	250,200	42,808			207,392
17,400	17,400	9,098			8,302
155,800	155,800			155,800	
30,000	30,000				30,000
50,000	50,000		45,000		5,000
8,700	8,700				8,700
13,600	13,600				13,600
83,800	83,800				83,800

令和 5 年度室蘭市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度室蘭市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80,865 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,002,256 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提出

室蘭市長 青 山 剛

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		36,555	80,865	117,420
	1 繰越金	36,555	80,865	117,420
歳 入 合 計		7,921,391	80,865	8,002,256

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		117	2,312	2,429
	1 基金積立金	117	2,312	2,429
6 諸支出金		38,555	78,553	117,108
	1 償還金及び還付加算金	38,555	78,553	117,108
歳 出 合 計		7,921,391	80,865	8,002,256

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	36,555	80,865	117,420
歳入合計	7,921,391	80,865	8,002,256

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金	117	2,312	2,429
6 諸支出金	38,555	78,553	117,108
歳出合計	7,921,391	80,865	8,002,256

2 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	36,555	80,865	117,420
1 繰越金	36,555	80,865	117,420
1 繰越金	36,555	80,865	117,420

介護保険特別会計

3 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 基金積立金	117	2,312	2,429	2,312	
1 基金積立金	117	2,312	2,429	2,312	
1 介護給付費準備基金積立金	117	2,312	2,429	繰越金 2,312	
6 諸支出金	38,555	78,553	117,108	78,553	
1 償還金及び還付加算金	38,555	78,553	117,108	78,553	
2 償還金	36,555	78,553	115,108	繰越金 78,553	

介護保険特別会計

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国庫支出金	道支出金	地方債	
			2,312
			78,553
			80,865

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	80,865	前年度繰越金 80,865

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	2,312	介護給付費準備基金積立金 2,312
22 償還金 及び割引料	78,553	返還金 78,553

令和 5 年度室蘭市水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 5 年度室蘭市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度室蘭市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 5 条を予算第 6 条とし、以下順次繰り下げ、予算第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設整備事業	令和 6 年度	総額 150,000 千円以内

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

室蘭市長 青 山 剛

債務負担行為に関する調書補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債
水道施設整備事業	150,000			令和6年度	150,000	150,000

令和 5 年度室蘭市病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度室蘭市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度室蘭市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	10,066,642 千円	94,760 千円	10,161,402 千円
第 1 項 医業費用	9,748,273 千円	94,760 千円	9,843,033 千円

第 3 条 予算第 5 条を予算第 6 条とし、以下順次繰り下げ、予算第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院施設整備事業	令和 6 年度	総額 100,000 千円以内

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（ 1 ） 職員給与費	5,350,779 千円	94,760 千円	5,445,539 千円

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提出

室蘭市長 青 山 剛

令和5年度室蘭市病院事業会計補正予算実施計画

収益の支出

支 出

(単位 千円)

款			既決予定額	補正予定額	計	説 明
	項					
	目					
1	病院事業費用		10,066,642	94,760	10,161,402	
	1	医療費用	9,748,273	94,760	9,843,033	
		1 給与費	5,350,779	94,760	5,445,539	<節> 給料 20,280 手当等 24,290 賞与引当金繰入額 7,724 報酬 37,018 法定福利費 4,317 法定福利費引当金繰入額 1,131

令和5年度室蘭市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当期純利益(△は純損失)	△ 733,391
	減価償却費	588,565
	長期貸付金償還免除額	23,400
	退職給付引当金の増減額(△は減少)	64,519
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,626
	賞与引当金の増減額(△は減少)	20,570
	法定福利費引当金の増減額(△は減少)	6,577
	長期前受金戻入額	△ 40,904
	受取利息	△ 5
	支払利息	78,279
	固定資産除却損	30,000
	未収金の増減額(△は増加)	15,927
	未払金の増減額(△は減少)	△ 269,416
	未払費用の増減額(△は減少)	53
	預り金の増減額(△は減少)	1,424
	たな卸資産の増減額(△は増加)	1,600
	小計	△ 211,176
	利息の受取額	5
	利息の支払額	△ 78,279
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 289,450
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 110,909
	道補助金の返還による支出	△ 391
	長期貸付金の貸付による支出	△ 49,320
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 160,620
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入による収入	750,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	122,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,219,808
	一般会計からの繰入による収入	740,010
	財務活動によるキャッシュ・フロー	392,202
	資金増加額(又は減少額)	△ 57,868
	資金期首残高	216,284
	資金期末残高	158,416

補正予算給与費明細書

1 総括 (単位 千円)

区分	職員数(人)		給与費					合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当等	計	法定福利費	
補正後	1	(228) 522	582,201	1,984,027	2,023,636	4,589,864	855,675	5,445,539
補正前	1	(228) 522	545,183	1,963,747	1,991,622	4,500,552	850,227	5,350,779
比較	0	(0) 0	37,018	20,280	32,014	89,312	5,448	94,760
手当等の内訳	区分	時間外勤務手当	夜勤手当	期末手当	勤勉手当			
	補正後	251,741	43,530	460,854	367,333			
	補正前	249,050	43,064	443,461	355,869			
	比較	2,691	466	17,393	11,464			

ア 会計年度任用職員以外の職員 (単位 千円)

区分	職員数(人)		給与費					合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当等	計	法定福利費	
補正後	1	522	0	1,984,027	1,955,266	3,939,293	761,623	4,700,916
補正前	1	522	0	1,963,747	1,928,850	3,892,597	756,525	4,649,122
比較	0	0	0	20,280	26,416	46,696	5,098	51,794
手当等の内訳	区分	時間外勤務手当	夜勤手当	期末手当	勤勉手当			
	補正後	251,741	43,530	392,484	367,333			
	補正前	249,050	43,064	380,689	355,869			
	比較	2,691	466	11,795	11,464			

イ 会計年度任用職員 (単位 千円)

区分	職員数(人)		給与費				合計
	特別職	一般職	報酬	期末手当	計	法定福利費	
補正後	0	(228)	582,201	68,370	650,571	94,052	744,623
補正前	0	(228)	545,183	62,772	607,955	93,702	701,657
比較	0	(0)	37,018	5,598	42,616	350	42,966

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員で外数。

2 給料及び手当等の増減額の明細 (単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	20,280	給与改定に伴う増減分	20,280	給与改定の状況 給料の改定率 1.1% 給与改定実施時期 令和5年4月1日
手当等	32,014	制度改正に伴う増減分	32,014	給与改定及び期末・勤勉手当 の支給率改正に伴う増

3 給料及び手当の状況

(1) 初任給

(単位 円)

区 分		一般行政職	一般会計の制度	
			一般行政職	
改定後	高校卒	166,600	166,600	
	大学卒	196,200	196,200	
改定前	高校卒	154,600	154,600	
	大学卒	185,200	185,200	

(2) 期末手当・勤勉手当

(単位 月分)

区 分		支給期別支給率		支給率計	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
		6月	12月			
改定後	医師職 を除く	2.200	2.300	4.50	有	
	医師職	2.200	2.300	4.50	有	
改定前	医師職 を除く	2.200	2.200	4.40	有	
	医師職	2.200	2.200	4.40	有	
一般会計の制度		2.200	2.300	4.50	有	

債務負担行為に関する調書補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債
病院施設整備事業	100,000			令和6年度	100,000	100,000

令和5年度室蘭市病院事業会計予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
	イ 土 地	1,160,455	
	ロ 建 物	15,956,642	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 11,024,154</u>	4,932,488
	ハ 構 築 物	478,953	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 263,856</u>	215,097
	ニ 器 械 備 品	5,287,218	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 4,440,838</u>	846,380
	ホ 車 両 運 搬 具	1,655	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>0</u>	<u>1,655</u>
	有 形 固 定 資 産 合 計		7,156,075
(2)	無 形 固 定 資 産		
	イ 電 話 加 入 権	<u>2,894</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計		2,894
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産		
	イ 長 期 貸 付 金	<u>91,728</u>	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<u>91,728</u>
	固 定 資 産 合 計		7,250,697
2	流 動 資 産		
(1)	現 金 預 金		158,416
(2)	未 収 金	2,039,961	
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 14,228</u>	2,025,733
(3)	貯 蔵 品		<u>53,232</u>
	流 動 資 産 合 計		<u>2,237,381</u>
	資 産 合 計		<u><u>9,488,078</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>2,612,745</u>		
企業債合計		2,612,745	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>2,135,063</u>		
引当金合計		<u>2,135,063</u>	
固定負債合計			4,747,808
4 流動負債			
(1) 一時借入金		1,250,000	
(2) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,098,046</u>		
企業債合計		1,098,046	
(3) 未払金		324,382	
(4) 未払費用		58	
(5) 預り金		47,160	
(6) 引当金			
イ 賞与引当金	252,503		
ロ 法定福利費引当金	<u>53,387</u>		
引当金合計		<u>305,890</u>	
流動負債合計			3,025,536
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		911,728	
(2) 収益化累計額		<u>△ 581,804</u>	
繰延収益合計			<u>329,924</u>
負債合計			<u><u>8,103,268</u></u>

資本の部

6 資本金			17,562,182
7 剰余金			
(1) 欠損金			
イ 当年度未処理欠損金	<u>16,177,372</u>		
欠損金合計		<u>16,177,372</u>	
剰余金合計			<u>△ 16,177,372</u>
資本合計			<u>1,384,810</u>
負債資本合計			<u><u>9,488,078</u></u>

室蘭市職員の給与に関する条例中一部改正の件

室蘭市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したい。

令和5年11月30日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(室蘭市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 室蘭市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第37条第2項各号列記以外の部分中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第37条の4第2項第1号中「100分の100(特定幹部職員にあつては、100分の120)」を「100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)」に改め、同項第2号中「100分の47.5(特定幹部職員にあつては、100分の57.5)」を「100分の50(特定幹部職員にあつては、100分の60)」に改める。

第40条の2第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

別表第1号を次のように改める。

別表第1号(第8条関係) 行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500

4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	

84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					

	124		304,900					
	125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

第2条 室蘭市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第37条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第37条の4第2項第1号中「100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）」を「100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）」に改め、同項第2号中「100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）」を「100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（室蘭市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1号の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第28）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（給与改定の例外）

第17条の2 第3条第4項において給与条例別表第1号によることとする規定について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における次に掲げるパートタイム会計年度任用職員の当該改正の施行の日の属する月の末日（当該改正の施行の日が月の初日であるときは、その前日）までの間の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 特定の時期に任用されるパートタイム会計年度任用職員であって、任期が3か月以内のもの

(2) パートタイム会計年度任用職員であって、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が定める者に該当するもの

2 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前項の規定によることができない場合又は前項の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、市長が別に定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(提案理由)

本年度の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠し、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市特別職の職員の給与に関する条例中一部改正の件

室蘭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したい。

令和5年11月30日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(室蘭市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 室蘭市特別職の職員の給与に関する条例（昭和57年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 室蘭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和5年12月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

本年度の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠し、特別職の期末手当の支給割合の改定を行いたいので、本案を提出する。

議案第7号

室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例中一部改正の件

室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正したい。

令和5年11月30日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日までの間」の次に、「改正前ごみ処理券は令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間」を加え、附則第3項中「令和7年3月31日」及び「令和6年3月31日」を「令和5年12月31日」に改め、附則第4項を次のように改める。

4 令和6年4月1日以後、改正前ごみ袋等は、この条例による改正後の別表第1の規定による指定されたごみ袋又はごみ処理券として使用することができる。

附則第4項の次に次の1項を加える。

5 令和6年2月1日から当分の間、市長は、第3項の差額券と改正後の別表第1の規定による指定されたごみ袋を市長が別に定める方法により交換することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和4年4月の新ごみ袋の導入により販売を終了した旧ごみ袋について、在庫活用のため、現料金で販売するとともに、差額券を貼付せずに使用できるようにしたいので、本案を提出する。

室蘭市国民健康保険条例中一部改正の件

室蘭市国民健康保険条例の一部を次のように改正したい。

令和5年11月30日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市国民健康保険条例の一部を改正する条例

室蘭市国民健康保険条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第12条第1項中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に改める。

第14条の5の2中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第14条の6中「第19条」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第2号イ中「法第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第17条第1項中「）となった」を「）となり、若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」に改め、「又は特例対象被保険者等となった場合」を削り、「）又は」を「）若しくは」に改め、「第19条第1項各号」の次に「（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第19条の3第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第14条若しくは第14条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定によ

り読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」に、「となった日」を「となり、若しくは特例対象被保険者等でなくなった日」に改め、同条第2項中「又は第14条の7の額」を「若しくは第14条の7の額」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第19条の3第1項に定める第14条若しくは第14条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第3項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第19条第1項第1号中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に改める。

第19条の3を次のように改める。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第14条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の4」とあるのは「第14条の5の5又は第14条の5の8」と、「第14条第2項」とあるのは「第14条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条又は第14条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の4」とあるのは「第14条の5の5又は第14条の5の8」と、「第14条第2項」とあるのは「第14条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

第19条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の5の3又は第14条の5の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の5の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、

「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の9」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の5の3又は第14条の5の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第14条の5の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第14条の9」と読み替えるものとする。

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第24条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

- (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度分以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者の保険料の減額について定めるほか、所要の改正を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市子ども医療費助成条例中一部改正の件

室蘭市子ども医療費助成条例の一部を次のように改正したい。

令和5年11月30日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

室蘭市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条第1項第1号中「、組合員、加入者」を削り、同条第2項第4号を次のように改める。

（4）自己又は自己の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が医療保険各法（国民健康保険法を除く。）に定める被保険者及び組合員又は国民健康保険法に定める世帯主である者（現に保護者に養育されている者その他これに類する者と市長が認める者を除く。）

第4条第1項ただし書を削る。

第7条中「保護者」を「対象者又は保護者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の室蘭市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（提案理由）

子ども医療費助成について、助成対象年齢を引き上げるなど、助成の対象者を拡大したいので、本案を提出する。

室蘭市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件

室蘭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正したい。

令和5年11月30日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

室蘭市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和59年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、被登録者が自ら申請した場合で、規則で定める書類の提示があったときは、印鑑登録証の提示を省略して申請することができる。

第16条中「第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加え、「暗証番号その他必要な事項を自ら入力する」を「必要な操作を自ら行う」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、印鑑登録証明書の交付方法を見直すとともに、所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市手数料条例中一部改正の件

室蘭市手数料条例の一部を次のように改正したい。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

室蘭市長 青 山 剛

室蘭市手数料条例の一部を改正する条例

室蘭市手数料条例（平成 1 2 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（1）の表第 1 項第 1 号中「4 5 0 円」の次に「（多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回路で接続された通信端末機器をいう。）に必要な操作を自ら行うことにより交付を申請し、交付を受ける場合（以下「多機能端末機による交付の場合」という。）にあつては、1 0 0 円）」を加え、同表第 2 項第 3 号中「2 5 0 円」の次に「（多機能端末機による交付の場合にあつては、1 0 0 円）」を加え、同表第 4 項第 4 号中「3 0 0 円」の次に「（多機能端末機による交付の場合にあつては、1 0 0 円）」を加え、同表（2）の表第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「2 5 0 円」の次に「（多機能端末機による交付の場合にあつては、1 0 0 円）」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

市民サービスの向上と窓口業務量の縮減を図るため、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料を引き下げたいので、本案を提出する。

議案第12号

室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正したい。

令和5年11月30日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「
「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市火災予防条例中一部改正の件

室蘭市火災予防条例の一部を次のように改正したい。

令和5年11月30日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市火災予防条例の一部を改正する条例

室蘭市火災予防条例（昭和37年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第51条第13号中「蓄電設備」を「蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」に改める。

別表第3中「隔離距離」を「離隔距離」に改め、同表厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の室蘭市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条

第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

（提案理由）

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備に係る基準及び固体燃料を使用した火気設備の離隔距離に関する基準に関して所要の改正を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市道路占用料条例等の一部改正の件

室蘭市道路占用料条例等の一部を次のように改正したい。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

室蘭市長 青 山 剛

室蘭市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(室蘭市道路占用料条例の一部改正)

第 1 条 室蘭市道路占用料条例（平成 9 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	円 570
	第 2 種電柱		870
	第 3 種電柱		1, 200
	第 1 種電話柱		510
	第 2 種電話柱		810
	第 3 種電話柱		1, 100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	490
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	300
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1 個につき 1 年	1, 000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 800
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 000

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき 1年	21	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			30	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			45	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			61	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			91	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300	
	外径が1メートル以上のもの			610	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき 1年	3
			その他のもの		10
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	810
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	510
			地下に設けるもの		300
		その他のもの			1,000
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	1,000	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占有面積1平方メートルにつき1年	900	
	地下に設ける通路			540	
	その他のもの			1,000	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	18	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	180	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	
	標識		1本につき1年	810	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の	1本につき1日	18	

		催しに際し、一時的に設けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	180
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800
		その他のもの		900
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,000
政令第7条第3号に掲げる施設				近傍類似の土地の時価に0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	180
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				100
その他の占用			市長がその都度定める金額	

（室蘭市普通河川管理条例の一部改正）

第2条 室蘭市普通河川管理条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2土地占用料（年額）の表4の事項中「19円」を「21円」に、「27円」を「30円」に、「41円」を「45円」に、「55円」を「61円」に、「82円」を「91円」に、「110円」を「120円」に改め、同表5の事項中「510円」を「570円」に、「790円」を「870円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「460円」を「510円」に、「730円」を「810円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「46円」を「51円」に改め、同表7の事項中「910円」を「1,000円」に改める。

（室蘭市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正）

第3条 室蘭市準用河川流水占用料等徴収条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2土地占用料（年額）の表4の事項中「19円」を「21円」に、「27円」を「30円」に、「41円」を「45円」に、「55円」を「61円」に、「82円」を「91円」に、「110円」を「120円」に改め、同表5の事項中「510円」を「570円」に、「790円」を「870円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「460円」を「510円」に改め、同表7の事項中「910円」を「1,000円」に改める。

円」に、「730円」を「810円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「46円」を「51円」に改め、同表7の事項中「910円」を「1,000円」に改める。

(室蘭市都市公園条例の一部改正)

第4条 室蘭市都市公園条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表の備考以外の部分を次のように改める。

区分		単位	使用料
法第7条第1号に掲げるもの	第1種電柱	1本1年につき	円 570
	第2種電柱		870
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		810
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	地上に設ける変圧器	1個1年につき	490
	地下に設ける変圧器	1平方メートル1年につき	300
	変圧塔	1個1年につき	1,000
	その他のもの	1平方メートル1年につき	1,000
法第7条第2号に掲げるもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル1年につき	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300

	外径が1メートル以上のもの		610
法第7条第3号に掲げるもの	上空に設ける通路	1平方メートル1年につき	900
	地下に設ける通路		540
	その他のもの		1,000
法第7条第4号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	420
	公衆電話所		1,000
法第7条第5号から第7号までに掲げるもの	非常災害の場合の仮設工作物		無料
	競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物	1平方メートル1月につき	100
	標識	1本1年につき	810
	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	1平方メートル1月につき	180
	その他のもの	市長が別に定める金額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の室蘭市道路占用料条例別表第1、第2条の規定による改正後の室蘭市普通河川管理条例別表第1、第3条の規定による改正後の室蘭市準用河川流水占用料等徴収条例別表第1及び第4条の規定による改正後の室蘭市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における使用及び占用に係る道路占用料、普通河川及び準用河川の土地占用料並びに都市公園の使用料（以下「道路占用料等」という。）について適用し、同日前における使用及び占用に係る道路占用料等については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路法施行令等の一部改正に準拠し、道路占用料等の金額の改定等を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市空家等対策協議会条例中一部改正の件

室蘭市空家等対策協議会条例の一部を次のように改正したい。

令和5年11月30日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

室蘭市空家等対策協議会条例（平成28年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1項中「法第6条第1項」を「法第7条第1項」に改め、同条第2項第1号中「法第14条第9項」を「法第22条第9項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行いたいの
で、本案を提出する。

室蘭市営住宅条例中一部改正の件

室蘭市営住宅条例の一部を次のように改正したい。

令和5年11月30日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市営住宅条例の一部を改正する条例

室蘭市営住宅条例（平成9年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2駐車場の表室蘭市東町5丁目4番地の項の次に次のように加える。

室蘭市東町5丁目10番地	118
--------------	-----

別表第3の2駐車場使用料の表室蘭市東町5丁目4番地の項の次に次のように加える。

室蘭市東町5丁目10番地	3,100
--------------	-------

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

（提案理由）

市営住宅建替事業に係る東町たいわ団地の駐車場の新設に伴う改正を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市港湾施設管理条例中一部改正の件

室蘭市港湾施設管理条例の一部を次のように改正したい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

室蘭市長 青 山 剛

室蘭市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

室蘭市港湾施設管理条例（昭和 50 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 13 条第 1 号中「とき」の次に「（船舶のための給水施設を使用するときを除く。）」を加える。

別表第 1 の 8 の表の次に次の 1 表を加える。

9 船舶のための給水施設使用料

区分	金額
1 4月から11月までの間 (1) 勤務時間（休日（室蘭市の休日に関する条例（平成2年条例第31号）第1条第1項各号に規定する日をいう。）を除く日の午前8時45分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に使用する場合 ア 10立方メートルまで イ 10立方メートルを超える分1立方メートルまでごとに (2) 勤務時間を除く時間に使用する場合 ア 10立方メートルまで イ 10立方メートルを超える分1立方メートルまでごとに	5,000円に水道料金に10を乗じて得た額を加えた額 500円に水道料金を加えた額 7,500円に水道料金に10を乗じて得た額を加えた額 750円に水道料金を加えた額
2 12月から3月までの間 (1) 勤務時間に使用する場合 ア 10立方メートルまで	7,500円に水道料金に10を乗じて得た額を加えた額

イ 10立方メートルを超える分1立方メートルまでごとに (2) 勤務時間を除く時間に使用する場合	750円に水道料金を加えた額
ア 10立方メートルまで	10,000円に水道料金に10を乗じて得た額を加えた額
イ 10立方メートルを超える分1立方メートルまでごとに	1,000円に水道料金を加えた額

別表第1備考1中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「及び6の表」を「6の表及び9の表（外航船舶に係る使用料を除く。）」に改め、同表中備考5を備考6とし、備考4の次に次のように加える。

5 この表において「水道料金」とは、給水の用途が家事用以外で、かつ、使用量が1月につき100立方メートルを超える場合に市長が徴収されることになる料金の1立方メートル当たりの額をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の室蘭市港湾施設管理条例の規定による船舶のための給水施設の使用の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

船舶のための給水を港湾管理者にて行うこととし、その使用料を設定したいので、本案を提出する。

公の施設に係る指定管理者の指定の件（室蘭市B&G海洋センター）

公の施設に係る指定管理者を、次のとおり指定したい。

令和5年11月30日提出

室蘭市長 青山 剛

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 室蘭市B&G海洋センター

所在地 室蘭市絵鞆町4丁目2番地25

2 指定管理者

室蘭市中央町2丁目9番9号

一般財団法人室蘭市スポーツ協会

会長 原 靖

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

（提案理由）

室蘭市B&G海洋センターの管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

公の施設に係る指定管理者の指定の件（入江運動公園テニスコート）

公の施設に係る指定管理者を、次のとおり指定したい。

令和5年11月30日提出

室蘭市長 青山 剛

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 入江運動公園テニスコート

所在地 室蘭市入江町1番地62

2 指定管理者

室蘭市中央町2丁目9番9号

一般財団法人室蘭市スポーツ協会

会長 原 靖

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和14年3月31日まで

（提案理由）

入江運動公園テニスコートの管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

公の施設に係る指定管理者の指定の件（室蘭市墓地墓園）

公の施設に係る指定管理者を、次のとおり指定したい。

令和5年11月30日提出

室蘭市長 青山 剛

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
名 称 室蘭市墓地墓園
所在地 室蘭市舟見町2丁目92番1ほか
- 2 指定管理者
室蘭市茶津町4番地
日鋼室蘭サービス株式会社
代表取締役社長 池田 智昌
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

（提案理由）

室蘭市墓地墓園の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

公の施設に係る指定管理者の指定の件（室蘭市障害者福祉総合センター）

公の施設に係る指定管理者を、次のとおり指定したい。

令和5年11月30日提出

室蘭市長 青山 剛

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 室蘭市障害者福祉総合センター

所在地 室蘭市東町2丁目1番6号

2 指定管理者

室蘭市東町2丁目1番6号

一般社団法人 室蘭身体障害者福祉協会

代表理事 政田 一美

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

（提案理由）

室蘭市障害者福祉総合センターの管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

市道路線認定の件

別紙市道路線を認定したい。

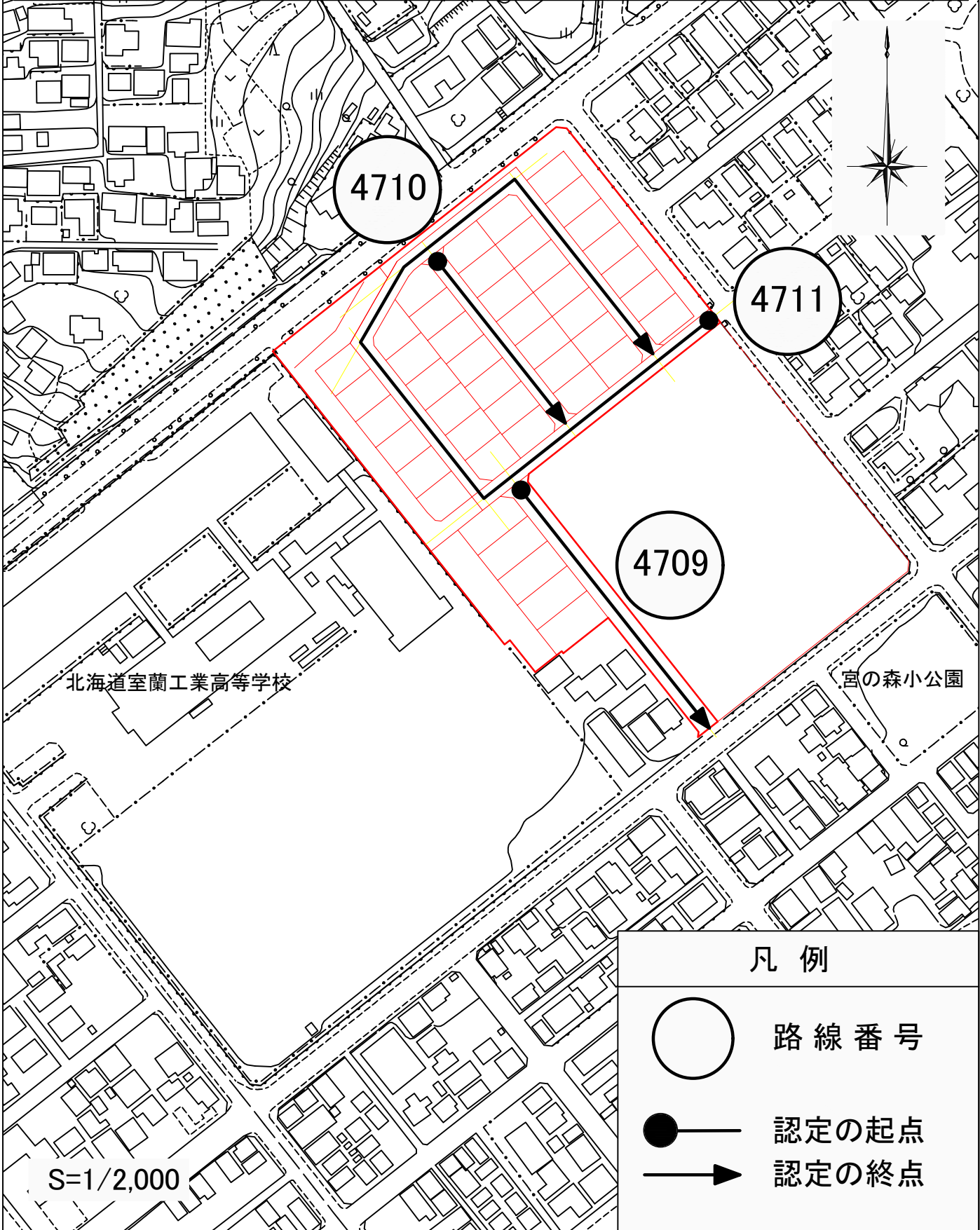
令和 5 年 11 月 30 日提出

室蘭市長 青 山 剛

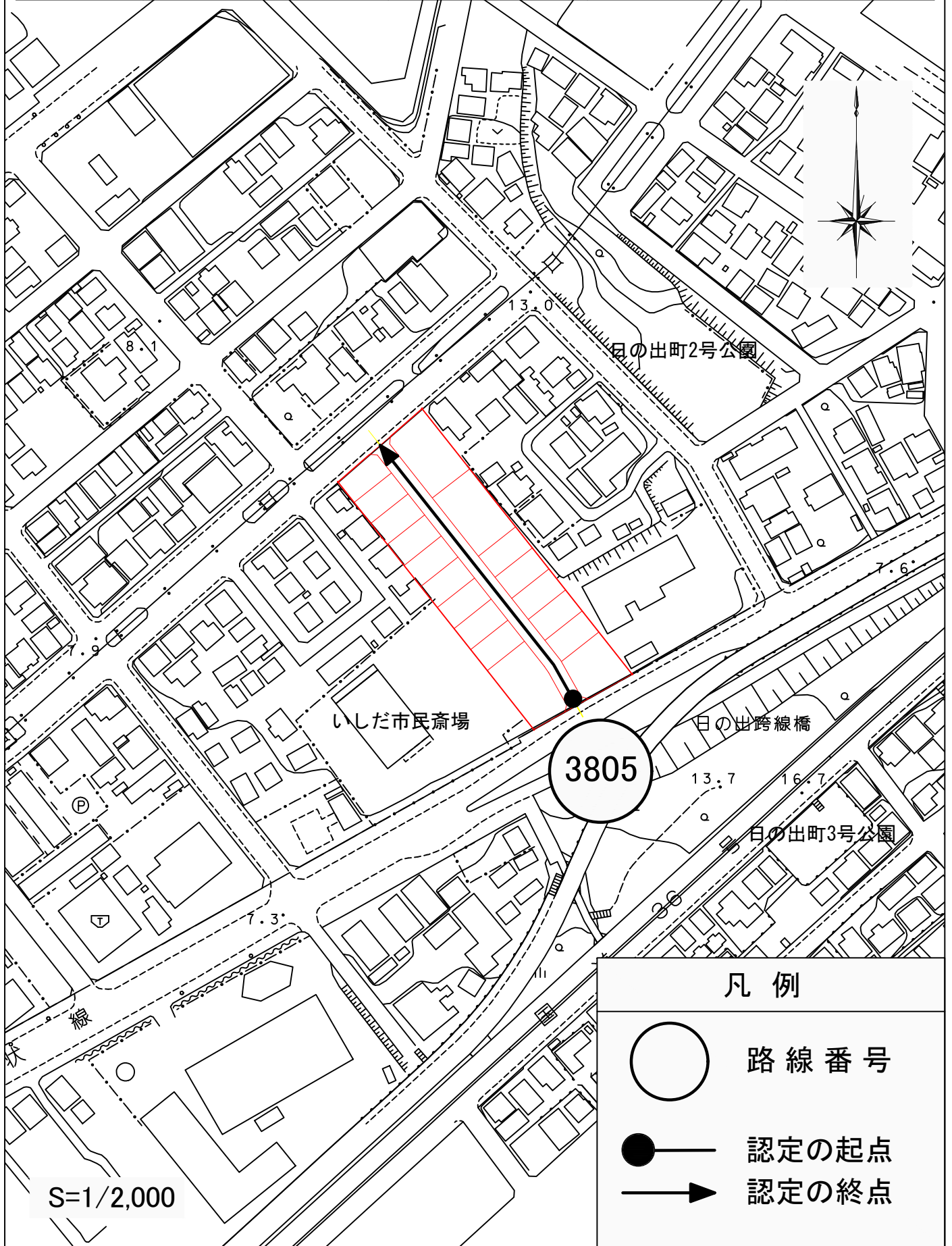
(提案理由)

道路網を整備するため、市道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、本案を提出する。

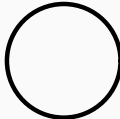

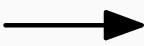
路線番号	路線名	起点	終点	路線延長
4709	宮の森町3丁目6条通線	宮の森町3丁目1番1先	宮の森町3丁目1番1先	L=126.31m
4710	宮の森町3丁目7条通線	宮の森町3丁目1番39先	宮の森町3丁目1番45先	L= 87.25m
4711	宮の森町3丁目4号通線	宮の森町3丁目1番1先	宮の森町3丁目1番31先	L=365.17m



路線番号	路線名	起点	終点	路線延長
3805	日の出町2丁目12条通線	日の出町2丁目31番133先	日の出町2丁目31番142先	L=146.93m



凡例

-  路線番号
-  認定の起点
-  認定の終点

